

文例（相続人の廃除）

第〇条 遺言者の三男〇〇〇〇（生年月日）は遺言者のお金を勝手に持ち出し、また、しばしば、遺言者に暴言を吐き、暴力を加えるなどして著しい虐待を続けるので、遺言者は、三男〇〇〇〇を廃除する。

第〇条 遺言者は、本遺言の遺言執行者として、次の者を指定する。

住 所	東京都〇〇区〇〇・・・
職 業	〇〇〇
氏 名	〇〇〇〇
生年月日	〇〇年〇〇月〇〇日

被相続人に対して、著しい虐待や重大な侮辱をした推定相続人を、相続の対象から廃除することができます。ただし、廃除の対象者は、遺留分を有する推定相続人であることが必要とされますので、兄弟姉妹などは廃除対象者外です。なお廃除は、生前行為でもできますが、遺言によってもできます。

｜ 廃除の手続き

遺言による廃除請求は、請求によって当然に廃除が認められるわけではなく、遺言者の死亡後に、遺言執行者が家庭裁判所に推定相続人廃除の申立をし、審判の結果、廃除の可否が決定します。裁判所は廃除を認めるにあたって、慎重に判断する傾向があり、廃除が認められる割合は低いと言われています。廃除の事由である暴行・侮辱・非行を受けた事実等を時系列で要約したもの等を証拠として作成しておけば、審判にあたって有利となりますので、事前に作成し、遺言執行者に託しておきましょう。

｜ 遺言執行者の指定

廃除には申立手続や法的知識が必要ですので、遺言執行者は弁護士などの専門家にしておくとうまく進みます。